

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

求釈明申立書

2024年5月20日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

頭書事件について、原告は被告に対し、次の通り釈明を求める。

第1 釈明を求める事項

- 1 被告は、被告第10準備書面24頁から25頁において、「市内内科等医は、令和3年2月18日に、・・・ケトン体「3+」、ウロビリノーゲン「3+」、蛋白質「3+」という尿検査の数値と見合うような身体の状態が認められるか否かを総合的に考慮し、確定診断をするために精神科につなげるという判断をしたと推察される」との主張をしているが、令和5年11月22日付け「求釈明に対する回答書」では「市内内科等医は、同月（2月）18日の診療の際に2回目検査の結果を把握したかどうかの記憶は定かではない旨述べている」と記載しているため、当の医師本人の記憶が定かでないにもかかわらず、上記推察ができるという主張には議論の飛躍が認められる。

そこで、①新美医師が2021年2月15日の尿検査結果を認識したうえで何らかの診断をなし、もしくは治療方針を立てたことがあったか否か。②もし、その事実があったとすれば、それを示すものを明らかにされたい。

2 被告は、「令和3年1月25日の血液検査の結果と同年2月15日の尿検査の結果と併せて考えれば、同月18日の時点でウィシュマさんの栄養状態に問題があった」という原告の主張（被告第10準備書面第4・1①（21頁）参照）に対して、被告第10準備書面第4・2（2）（25頁）において、同年1月25日の血液検査の結果にしか言及せず、2021年2月15日の尿検査の結果に言及しないまま論じているが、2021年2月15日の尿検査の結果を考慮すると同月18日の時点でウィシュマさんの栄養状態に問題があったことを認める趣旨か、明らかにされたい。

以上